

## 質問回答

モルディブ国環境セクターにおける沖縄県等のリソースを活用した協力可能性に係る情報収集・確認調査(QCBS)  
(公示日:2019年12月4日/公示番号:19a00917)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	14 ページ 第 2 章 脚注 5	「本邦招へいにかかる業務量としては、国内業務日数 10 日として、見積書を作成してください。」と記載されているが、同 10 日は 18 ページ(2)(ア)「業務量の目途 約 14.33 人月」に含まれるか。	「本邦セミナー・本邦招へい」要員の業務として、18 ページ(2)(ア)「業務量の目途約 14.33 人月」に含むことを想定しております。
2	18 ページ 第 3 章 2. (ア)	評価対象業務従事者の現地作業・国内作業それぞれの想定人月如何。	評価対象業務従事者の現地作業・国内作業各々の想定人月につきましては、企業様の裁量にお任せしております。
3	P19 の見積作成にかか る留意事項について	見積もり作成時に使用する外貨交換レート如何。	以下 URL より「業務実施契約、業務委託契約における外貨換算レート表」をご参照いただけますが、QCBS 方式での提案においては、当該レートの使用を強いるものではありません。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html</a>
4	20 ページ 第 3 章 5. (3)(イ) 及び 12 ページ 第 2 章 6. (4) 国内(特に沖縄県)関係組織との意見交換	① 「本邦セミナーにかかる直接経費(一般業務費):200 千円」には、本邦セミナー開催地域に居住していない業務従事者の日当・宿泊費も含まれるか。 ② また、直接経費が定額計上とされている本邦招へい及び本邦セミ	① 「本邦セミナーにかかる直接経費(一般業務費):200 千円」には、本邦セミナー開催地域に居住していない業務従事者の日当・宿泊費は含まれません。 ② また、本邦招へい及び本邦セミナー以外の調査・協議のために、業務従事者が非居住地域(沖縄県など)に滞在する場合の日当・宿泊費は、20 ページ 第 3 章 5. (4)(ウ)「モルディブ内航空移動及び日本国内移動旅費(双方合算)(一般業務費):

		ナー以外の調査・協議のために、業務従事者が非居住地域（沖縄県など）に滞在する場合の日当・宿泊費は、一般業務費として計上可能か。	1,350千円」に含まれます。
5	20 ページ 第3章 5. (4) (ウ)	「モルディブ内航空移動及び日本国内移動旅費（双方合算）（一般業務費）：1,350千円」には、現地でのその他交通費（マレ島における車両による移動費等）も含まれるか。	現地での航空移動以外の交通費は含まれておりませんので、別途一般業務費で計上下さい。
以上、12/18 午前回答済み			
6	プロポーザルの作成に係る留意事項_p20、第三章 5. (3)	「(イ)本邦セミナーにかかる直接経費（一般業務費）」は、指示書に記載のあるセミナー2回分の会場費を含むものか。また、「(ウ)モルディブ内航空移動及び日本国内移動旅費（双方合算）（一般業務費）」はコンサルタントの活動費との理解で良いか。	(イ)につきましてはご理解の通りです。(ウ)につきましては上記 No.4②回答及び No.5 回答の通りです。
7	規格競争説明書、p20 5. 見積書作成にかかる留意事項、(4) (ア) 本邦招へい支援にかかる業務：0.5人月	左記0.5人月は、p18 2.業務実施上の条件、(2) (ア) 業務上の目途約 14.33人月に含まれるか。	上記 No.1 回答の通りです。
12/18 午後更新			

以上